

## 浜松市地球温暖化防止活動推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第37条の規定に基づき、浜松市地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の設置について、必要な事項を定める。

(要件)

第2条 推進員の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 満18歳以上の者
- (2) 浜松市内で地球温暖化対策について自ら普及啓発活動ができる者

(委嘱)

第3条 市長は、浜松市地球温暖化防止活動推進センター長が推薦する者及びその他市長が認める者の中から、推進員を委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、委嘱日から2年間とする。ただし、任期の更新及び再任を妨げない。

(活動)

第5条 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 日常生活において地球温暖化防止に関する実践行動を行うこと。
- (2) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について普及啓発、情報提供、助言を行い、市民の理解を深めること。
- (3) 市及び浜松市地球温暖化防止活動推進センターが行う施策に必要な協力をする事。
- (4) 市及び浜松市地球温暖化防止活動推進センターが行う研修等に参加し、推進員としての資質の向上に努めること。

(活動報告)

第6条 推進員は、当該年度の活動状況について、市長が定める期日までに活動状況報告書を作成し、市長へ報告しなければならない。

(推進員証)

第7条 市長は、推進員に浜松市地球温暖化防止活動推進員証（第1号様式）を交付するものとする。

2 推進員は、活動に従事するときは、前項の推進員証を携帯するものとする。

(推進員名簿)

第8条 市長は、地球温暖化防止に取り組もうとしている市民又は団体の利用に供するため、浜松市地球温暖化防止活動推進員名簿を作成し、公表するものとする。

2 前項の名簿には、推進員の氏名、主な活動地域、環境に関連する資格等、活動に関する

主たる事項を掲載するものとする。

(変更の届出)

第9条 推進員は、浜松市地球温暖化防止活動推進員就任承諾書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(委嘱の取消し)

第10条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委嘱を取り消すことができる。

- (1) 推進員として著しく不適格な行為があったとき。
- (2) 推進員がやむを得ない事情により、活動を行うことができなくなったとき。
- (3) 市長が推進員として不適當であると認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 第4条の規定に関わらず、平成23年度に委嘱する推進員の任期は平成25年5月31日までとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3号、第5条の規定は、平成25年度以降に委嘱する推進員から適用し、平成25年4月1日において現に推進員である者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 第2条、第4条の規定は、平成29年度以降に委嘱する推進員から適用し、平成29年3月1日において現に推進員である者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(第1号様式)

表面

浜松市地球温暖化防止活動推進員証	
氏名	
委嘱期間	年 月 日まで
上記の者は、地球温暖化対策の推進に関する法律第37条の規定による浜松市地球温暖化防止活動推進員であることを証明する。	
	年 月 日
浜松市長	
(印)	

裏面

浜松市地球温暖化防止活動推進員設置要綱 (抜粋) (活動)
第5条 推進員は、次に掲げる活動を行う。
(1) 日常生活において地球温暖化防止に関する実践行動を行うこと。
(2) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について普及啓発、情報提供、助言を行い、市民の理解を深めること。
(3) 市及び浜松市地球温暖化防止活動推進センターが行う施策に必要な協力をする事。
(4) 市及び浜松市地球温暖化防止活動推進センターが行う研修等に参加し、推進員としての資質の向上に努めること。